

基金 太郎 様



作成日 令和 7年 2月 7日

企業年金等の掛金額変更による i D e C o 掛金自動調整のお知らせ

基礎年金番号 0116-110042
氏名 基金 太郎

平素より確定拠出年金制度にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

この度、ご加入者様の i D e C o (個人型確定拠出年金) 掛金と企業型 D C (企業型確定拠出年金) 掛金および D B (確定給付企業年金) 等掛金相当額 (※1) の合計額を確認いたしましたところ、法令に定める拠出限度額を超過していることが判明しました。そのため、拠出限度額の範囲内となるよう、当月より i D e C o 掛金が以下の通り自動的に調整されることとなりました。

ご理解の程、どうぞよろしくお願いたします。

(※1) 法施行により、令和6年12月から企業型 D C ・ i D e C o の拠出限度額に、確定給付企業年金 (D B)、厚生年金基金および各共済組合 (以下「D B等」) それぞれの掛金相当額 (法令上では「他制度掛金相当額」) を反映し、管理が行われるようになりました。

調整後の i D e C o 掛金の算定方法

A 法令で定められた拠出限度額 (i D e C o と企業型 D C、D B 等他制度掛金相当額の合算額)	55,000 円
B 企業型 D C 掛金額	0 円
C D B 等他制度掛金相当額 (※2)	45,000 円
D i D e C o 掛金額 (調整前)	20,000 円
E 超過額 (B + C + D - A)	10,000 円
F 調整後の i D e C o 掛金額 (D - E (千円単位))	10,000 円

(※2) 複数の D B 等の他制度に加入している場合は、それぞれの掛金相当額 (千円未満を四捨五入し、千円単位) の合算額となります。また D B 等の他制度には、国家公務員、地方公務員等の共済掛金相当額も含まれます。

なお本件について、i D e C o に関する特段のお手続きは不要です。
ご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先

(i D e C o 各種手続き・照会先)

**お手元の通知書の
電話番号にお問い合わせください。**

●●●●●●●● 証券
XXX-XXXX ●●●●●●●●●●
電話 XX-XXXX-XXXX

(送付元)

(企業年金等の照会先)

お勤め先の企業年金制度 (人事、総務等) ご担当者様
お勤め先名: 年金商事 (株)
※お勤め先の表示について
企業年金プラットフォーム (P F) から取得した事業所名を表示しています。

国民年金基金連合会
106-0032
東京都港区六本木6-1-2 1
三井住友銀行六本木ビル
電話 0570-003-105
050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6627-9059